



まいつきだい きんようび 毎月第3金曜日は かわにしし じんけん 川西市の「人権デー」です

とあ かいわ せ しょうがい ふくし か だんわ
問い合わせ 障害福祉課 電話：072-740-1178 ファクス：072-740-1311

じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ む か 事業者の合理的配慮の提供が義務化されました

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法（障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律）

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふとう さべつてきとりあつか きんし しょう ひと もうしで ばあい
障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人から申出があった場合、
負担が重すぎない範囲で障がいの者の求めに応じ合理的配慮をするものとしています。

ここでいう「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障がいのある人、知的
障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、そのほか
心や体のはたらきに障がいのある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や
社会生活に相当な制限を受けている全ての人が対象となります。

ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いとは

しょう ひと たい せいりょう りゆう しょう
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障
がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供
を拒否したり、サービスなどの提供に当たって
場所や時間帯を制限したりするなど、障がいのな
い人と異なる取扱いをして障がいのある人を
不利に扱うことをいいます。障害者差別解消法
では「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

あたらし そうだんまどぐち まどぐち 新しい相談窓口「つなぐ窓口」

ふとう さべつてきとりあつかい ごうりてきはいりょ ていきょう
「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」に
ついての相談を適切な相談窓口につなぐほか、
しょうがいしゃさべつかいしょうほう しつもん かいどう
障害者差別解消法の質問に回答する「つなぐ
まどぐち しこうじぎょう かいせつ
窓口」が試行事業として開設されました。

・ つなぐ窓口連絡先：0120-262-701

たいおうじかん じ しゅくじつ がつ にち がつ
対応時間：10時から17時（祝日・12月29日～1月
3日を除く）。※令和7年（2025年）3月下旬まで

しょうがいしゃ さべつ かん とあ かいわ せき 障がい者の差別に関する問い合わせ先

かわにしししょうがいしゃきかんそうだんしえん
川西市障がい者基幹相談支援センター
へいじつ じ じ どにちしゅくじつ ねんまつねんし のぞく
平日9時～17時※土日祝日・年末年始を除く
電話：072-758-6228

ひょうごけんしょうがいしゃさべつかいしょうそうだん
兵庫県障害者差別解消相談センター
へいじつ じ じ ※じ じ ねんまつねんし
平日10時～16時 ※12時～13時・年末年始を除く
電話：078-362-3356

じんけんけいはつ じょうえいかい 人権啓発ビデオ上映会

12月18日（水）午後3時半～

『猫の事務所』（アニメーション）

12月20日（金）

①午前10時～ ②午後1時～ ③午後4時～

『青年期、成人期の発達障害者支援

第2巻 生活・余暇・就労支援をめぐる』

総合センター〈問い合わせ電話番号〉758-8398

わりよう
無料



とくせつじんけんそうだん 特設人権相談

まいつきだい きんようび かわにししじんけん
毎月第3金曜日の川西市人権デーに

人権擁護委員による相談をお受けします

れいわ ねん がつはつか きんようび ごご じ じ
令和6年12月20日（金）午後1時～4時

れいわ ねん がつ にち きんようび ごご じ じ
令和7年 1月17日（金）午後1時～4時

2月21日（月）午後1時～4時

市役所4階4番

人権推進多文化共生課相談室など

〈問い合わせ電話番号〉740-1150

わりよう
無料/
予約優先

